

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、規定により得た額に内閣府独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、「本給の月額に100分の-20から100分の30の範囲内で定めた率を乗じて得た額」を増減又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	ノーベル賞受賞者を年棒契約にて法人の長に迎え入れたため契約後に国内事情により減額することは契約違反となり、国際的な信義にもとること、また、当初予算より少額にて契約したことから減額していない
理事	①人事院勧告に鑑みて、▲0.36%の減額改正を行った。(12月1日実施) ②人事院勧告(給与構造改革)に鑑みて、▲6.7%の減額改正を行った。(18年4月1日実施)
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	①人事院勧告に鑑みて、▲0.36%の減額改正を行った。(12月1日実施) ②人事院勧告(給与構造改革)に鑑みて、▲6.7%の減額改正を行った。(18年4月1日実施)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
理事長	10,267	10,267	0	0 ()	9月1日1人	
理事 ($\frac{7}{12}$ 人)	7,444	6,218	1,154	71 (通勤手当)	9月1日1人	
理事 (非常勤) (0人)		0	0	0 ()		
監事 (0人)		0	0	0 ()		
監事(非常勤) ($1\frac{2}{12}$ 人)	1,964	1,964	0	0 ()	9月1日2人	

注:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注:平成17年9月1日設立の法人ゆえ、支給実員数は9月から3月の7ヶ月となり、換算値は12分の7と記載。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事A						該当者なし
理事B						該当者なし
理事A (非常勤)						該当者なし
理事B (非常勤)						該当者なし
監事A						該当者なし
監事B						該当者なし
監事A (非常勤)						該当者なし
監事B (非常勤)						該当者なし

注:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画に基づき効率化を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

中期計画に定める人件費算定ルールにより算出される総額を踏まえつつ、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう定める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給にあたっての本給号俸の調整または特別昇給、期末手当における勤務成績の反映等。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給	定期昇給:3号俸昇給させる。標準は2号俸。 業務上特に功績のあったときは、1~2号俸昇給させる。
期末手当	勤務成績を勘案して理事長が定める基準に従って支給する。

注:平成17年9月1日設立の法人ゆえ、実際の反映は平成18年度からとなる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

当法人は平成17年9月1日設立のため、平成17年度は、制度についての改正は無し。

2 職員給与の支給状況

本項における職員の年間給与額は、本法人は平成17年9月1日に設立された法人であり平成17年度の年間の支給実績が示せないため、法人の職員給与規程等に基づき算出した推計額である。

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	9人	41.1歳	10,006千円	7,008千円	72千円	2,998千円
事務・技術	9人	41.1歳	10,006千円	7,008千円	72千円	2,998千円
研究職種	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

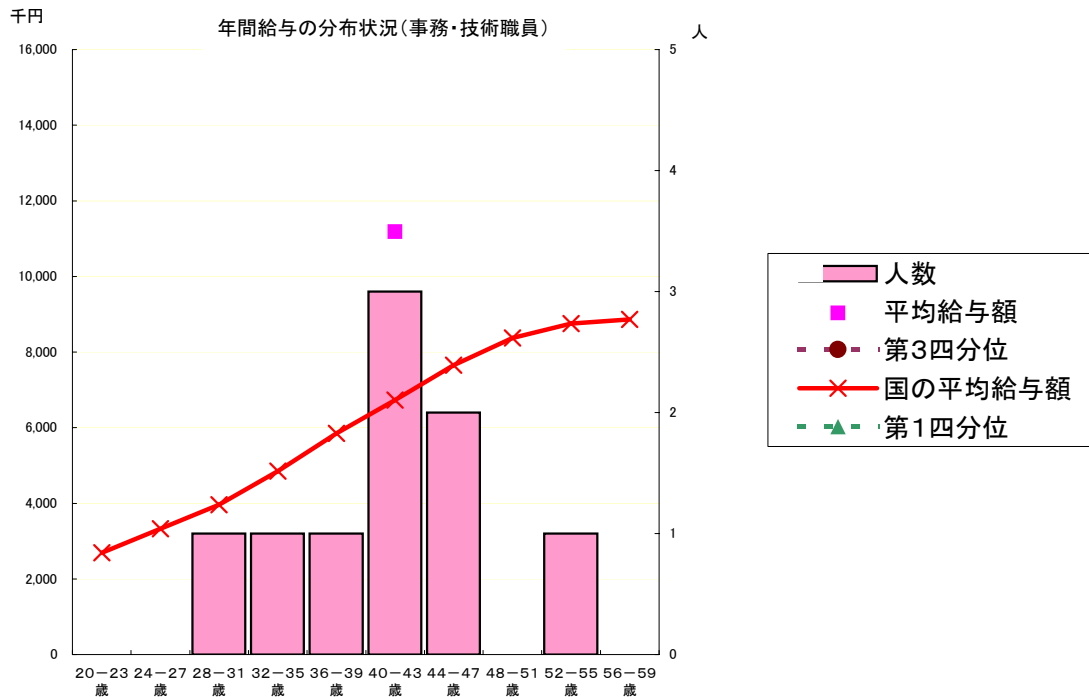
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	36	35.1	5,426	5,426	62	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	19	32.1	4,376	4,376	74	0
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	38.5	6,599	6,599	48	0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員〔任期付き職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:該当者が4人以下の年齢階層について、第1・第3分位折れ線を表示していない。

注:該当者が2人以下の年齢階層については、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、年間給与の平均額を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	2	47.5	-	-	-	-	-
課長	3	42.8	-	11,147	-	-	-
課長代理	3	38.2	-	8,126	-	-	-
係長	1	31.5	-	-	-	-	-

注:各グループとも該当者が4名以下であるため、第1・第3分位を記載していない。

注:部長、係長の該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、平均額を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		部長	課長	課長代理	係長	係員	係員
人員 (割合)	9 (20.%)	2 (20.%)	4 (40.%)	2 (20.%)	1 (10.0%)	0 (.0%)	0 (.0%)
年齢(最高 ～最低)		～	45～40	～	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	9,123～ 5,880	～	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	12,830～ 8,101	～	～	～	～

注:1級及び3級～6級は該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、職級及び標準的な職位を除き記載していない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	100	100	100
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	-	-	-
	最高～最低	～	～	～
一般 職員	一律支給分(期末相当)	100	100	100
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	-	-	-
	最高～最低	～	～	～

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

151.8

対他法人(事務・技術職員)

141.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

ラスパイレス指数が高水準となった特殊事情について

1. 今回の指数は、当機構設立後半年の過渡期段階でのデータである。すなわち、平成17年9月1日の設立時点では、定員18人中10人のみの採用であり、国家公務員全体の給与水準の分布と単純に比較することはできない。
2. 新規の独法の設立であることに鑑み、組織をできるだけスリム化し、定常的な業務はアウトソース化し、派遣職員に補助的な業務を委ね、経験を有する基幹職員を中心とした少数精鋭で業務を推進することとしたことにより、特に設立当初は組織の基幹となる職員を中心に採用したため、経験年数が高くなっている。(部長相当職3人、課長相当職4人)
3. 職員の採用に当っては、即戦力として民間から7人を公募し、官庁・他の独立行政法人から3人の出向者を受け入れるなど能力・経験本位で採用した。
理事長ほか理事長の諮問機関である運営委員会にはノーベル賞受賞者の外国人を迎えており、彼らとの円滑なコミュニケーションによる業務遂行のために英語能力や情報処理能力の高い者を採用している。このような優秀な人材を確保するためには、現給保証の観点から民間の給与水準との均衡にも配慮する必要があった。
4. 給与水準に関して、他の研究・開発関連の独立行政法人の事務職の給与基準を参考に職員給与規程を策定したものの、沖縄という地理的な環境条件、社会保険や福利厚生・施設の格差等から、民間から基幹職員クラスを登用する場合、相当高い給与レベルを設定しなければ優秀な人材を確保できないという事情があった。
5. 特に、当機構では、前述の国際的な高度な専門能力が求められ、このような人材は民間においても豊富ではないことを留意しておく必要がある。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成〇年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 246,002	千円	千円 (%) ()	千円 (%) ()
退職手当支給額 (B)	千円 270	千円	千円 (%) ()	千円 (%) ()
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,711	千円	千円 (%) ()	千円 (%) ()
福利厚生費 (D)	千円 26,968	千円	千円 (%) ()	千円 (%) ()
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 276,952	千円	千円 (%) ()	千円 (%) ()

注:当法人は平成17年9月に設立されたため、前年度との差額及び増減率は記載できない。

総人件費について参考となる事項

福利厚生費＝法定福利費＋福利厚生費となっている。

決算では、法定福利費のみを計上しているため、福利厚生費の分、金額に違いが出る。

(福利厚生費＝683千円)

A+B+C=249,984千円で、決算の数字と一致する。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直し(勤務実績の給与への反映や地域別給与水準の見直しによる俸給の引き下げ等)に取り組む。

IV 法人が必要と認める事項 特になし。